

中国最新法律 Newsletter

Vol.3



Contents

1

情報セキュリティ

中国の個人情報保護法について（一）

～留意すべき基本ポイント～



2

ライフサイエンス・ヘルスケア

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第3回

～中国GVP（薬物警戒品質管理規範）の施行（2021年12月1日）を迎えて（2）～



3

新法紹介

1 家庭教育促進法

2 会計検査法の改正

3 商務部による「第14次5か年計画外資利用発展計画」公布に関する通知



中国の個人情報保護法について（一） ～留意すべき基本ポイント～



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史
PROFILE



上海翰凌法律事務所
律師 孫 宇川
PROFILE

一、はじめに

2021年8月20日に中国で『個人情報保護法』が公布され、2021年11月1日より施行されます。個人情報の保護については、従来、個別の法律、部門規則、国家標準等で規定されていましたが、昨今のデジタル経済の発展に伴い、個人情報の保護に関する統一的、体系的な法体系を確立する必要性が高まっていました。そうした背景を受けて、2021年1月1日から施行された『民法典』では新たに個人情報に関する章が設けられ、今回、個人情報の利用と保護に関する基本的な法律である『個人情報保護法』が制定されました。

日本企業及び日系企業（以下、総称して「日本企業」といいます。）が中国でビジネスを展開するにあたり、今後、個人情報の保護への対応は必要不可欠となることから、本稿では『個人情報保護法』の中で重要かつ基本的なポイントについて解説を行うことで、読者の方々が自社の中国ビジネスで個人情報を考える際の手掛かりとなればと思います。

二、個人情報の保護と利用

『個人情報保護法』には「保護」という名がついているものの、実際には「保護」がこの法律の唯一の価値基準というわけではありません。実のところ、個々の断片的な情報の価値はそれだけでは限定的ですが、もし情報を大規模に収集して分析をすれば、それが巨大な価値を生む可能性があることを我々は知っています。ネットワークとコンピュータ技術の急速な発展に伴い、数万、数百万にも上る規模の個人情報を合理的なコストで収集することは技術的に可能になっており、収集した個人情報を処理、分析することで、自社商品の正確なマーケティング、パーソナライズされたサービスの提供などの商業活動のみならず、各種の社会管理や公共事務にも使用でき、その価値は無限です。

そのため、個人情報の利用と保護の間で、どのようにして合理的なバランスを見出すかが『個人情報保護法』の最も核心的な課題の一つであり、同法第1条でも、同法の目的が「個人情報の權益を保護」しつつ、かつ「個人情報の合理的な利用を促進する」ことにあると明確に表明されています。個人情報の利用と保護のバランスは、他の国の個人情報関連法規でもしばしば言及されており、中国の『個人情報保護法』の考察にあたっても基本的な視座として意識する必要があります。

三、個人情報の定義と範囲

1. 個人情報とは

企業が個人情報の問題を考える際、最初に直面するのが、自社で取り扱う情報は個人情報なのか、という問題です。

『個人情報保護法』第4条では、個人情報を「電子的又はその他の方法で記録された、すでに識別され又は識別可能な自然人に関する各種情報をいうが、匿名化処理後の情報は含まれない。」と規定しています。個人情報の定義については、過去にも幾つかの法令等で以下のように規定されています。

（他の法令における個人情報の定義）

年度	法令	個人情報の定義
2016年	ネットワーク安全法	個人情報とは、電子又はその他の方式により記録され、単独で、又はその他の情報と組み合わせて自然人個人の身分を識別することができる各種情報を指し、自然人の氏名、生年月日、身分証の番号、個人の生体識別番号、住所、電話番号

		等が含まれる。
2020年	情報安全技術・個人情報安全規範	電子又はその他の方式により記録された、単独で、又はその他の情報と組み合わせて特定の自然人の身分を識別し、又は特定の自然人の活動状況を反映することができる各種情報
2021年	民法典	個人情報とは電子的又はその他の方式により記録された、単独で、又はその他の情報と組み合わせて特定の自然人を識別できる各種情報をいい、自然人の氏名、生年月日、身分証の番号、生体識別情報、住所、電話番号、電子メールアドレス、健康情報、移動履歴情報等が含まれる

これらの定義を比較すると、いずれも「識別可能性」が重要な要素ではあるものの、徐々にその内容が変遷し、個人情報の範囲が拡大していることが分かります。すなわち、2016年の『ネットワーク安全法』では「自然人個人の身分」を識別できる情報が個人情報とされていました。しかし、2020年の『情報安全技術・個人情報安全規範』では「自然人の身分」を識別できる情報のみならず、自然人の活動状況を反映できる情報も個人情報に含まれ、更に2021年の民法典では「自然人の身分」に限らず「自然人を識別できる」情報とされ、かつ個人情報には自然人の移動履歴情報が含まれるものとされました。これは、デジタル経済の急激な進歩や発展に伴い、個人の商品の購入履歴、位置情報やCookie情報など、個人の身分に限らず、個人の嗜好や行動の傾向等を直接又は間接的に識別できる情報も個人情報として保護する必要性が高くなったことに起因します。そして、今回の『個人情報保護法』では、個人情報は「既に識別された又は識別可能な自然人に関係する各種情報」とされ、識別の対象の範囲、識別可能性の程度、更には個別の情報の組み合わせ次第で、自然人に関係する情報であれば広く個人情報に含める可能性がある内容とされました。

もっとも、企業活動の中で取り扱われる情報のうち、どの情報を『個人情報保護法』における個人情報として取り扱うべきかについては、実際には他の情報との関係で決ま

ることになります。例えば、ある消費者が某アパレルブランドの店舗で洋服を一着購入した場合、その消費者が当該店舗で会員登録をしており、当該会員情報と洋服の購入情報を結びつけて処理する場合、企業は洋服の購入情報を含めて個人情報として取り扱う必要があります。これに対し、仮にその消費者が会員ではなく、かつ現金で洋服を購入した場合、洋服1着分を売り上げたという情報自体は特定の購入者と結びつく情報ではなく、社内での売り上げデータとして入力する、または店舗での今後のマーケティングのデータとして使用することができると考えられます。

したがって、企業としては、消費者、従業員など自然人に関係する情報を取り扱う際には個人情報に該当する可能性が高いという前提で取り扱う必要がありますが、同時に当該情報を取り扱う目的、他の情報の内容や種類などとの関係で、その情報が単独又は他の情報と合わせて自然人を識別、特定する可能性があるかという意識を持ちながら個人に関わる情報を取り扱うことも重要といえます。

2. プライバシーとの関係

個人情報の定義に関してよく言及されるもう一つの問題として、個人情報とプライバシーとの関係があります。プライバシーとは、自然人の私生活の平穩、及び他人に知られたくない私的空間、私的活動、及び私的情報（民法典第1032条）をいい、個人情報と重なる内容もありますが、私生活の平穩など個人情報ではカバーされない内容も含まれることになります。

両者の適用関係については、民法典上、個人情報のうちプライベートな情報には、プライバシー権に関する規定を適用し、規定がない場合は個人情報保護に関する規定を適用するものとされ（同法第1034条第3項）、一つの情報が個人情報とプライバシー情報の両方の側面を持つときにはプライバシーの規定が優先適用されることになります。具体的には、『個人情報保護法』では、企業が個人情報を取得するときには本人の同意が必要となる一方で、企業内の労働規則制度に基づき人事管理のために個人情報を取得するときには本人の同意が不要とされています。しかし、民法典では、法律上別途定めがあるか又は本人の同意がなければプライバシー情報を取得することができないとされています。少なくとも現時点では、人事管理の目的で本人の同意を得ずに従業員のプライバシー情報を取得することを容認する法律規定はありません。そのため、もし企業が人事管理のために取得しようとする従業員の情報が本人のプ

ライバシー情報に関わると判断される場合、企業が本人の同意を得ずに当該情報を取得すると法律違反となる可能性があります。

四、個人情報の匿名化

上記のとおり、『個人情報保護法』では、個人情報の範囲を広く捉えることにより同法を通じた保護を及ぼす一方、匿名化処理を通じて、もはや特定の自然人を識別することができない情報については、個人情報としては取り扱わないものとし、同法の適用範囲から除外することにより、個人情報の合理的活用を図っています¹。

匿名化について、『個人情報保護法』では、個人情報の処理を経て、特定の自然人を識別できず、かつ復元できなくなる過程をいう、と規定されています。この匿名化のポイントは、特定の自然人の識別可能性を失わせる処理をすること、及び匿名化された内容を復元できなくすることです。匿名化の具体的処理方法やプロセスは未だ明らかではなく、自然人の識別可能性の判断は個人情報の定義や内容とも関連します。もっとも、他の国や地域の個人情報保護法においても匿名化制度は設けられており、具体的な基準やプロセスが徐々に整備されているため、中国の『個人情報保護法』に基づく匿名化についても、将来的に整備されるものと思われます。

なお、匿名化と同様に個人情報に一定の処理を加える概念として、非識別化、と呼ばれるものがあります。『個人情報保護法』における非識別化とは、個人情報の処理を経て、その他追加の情報に依拠しない状況下において、特定の自然人を識別できなくさせる過程をいう、とされています。非識別化された個人情報は他の追加の情報に依拠すれば特定の自然人を識別できる可能性があり、依然として個人情報のままであることから、非識別化は、個人情報としての性質を永久に喪失させる匿名化とは全く異なる処理プロセスになります。もっとも、他の追加情報に依拠しなければ特定の自然人を識別できない点では、非識別化を通じて個人情報の侵害リスクや仮に侵害された場合の損害リスクを相対的に下げる効果があります。そのため、『個人情報保護法』では、個人情報の取得、加工等を行う個人情報処理者が採るべき安全保護措置の一つとして、個人情報の非識別化が規定されています（同法第51条）。

五、個人情報の処理

1. 企業による告知と同意

『個人情報保護法』では、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除など、取得から利用、削除まで含めた一連の個人情報の取り扱いを「処理」と定め、「処理」に含まれる一連の取り扱い態様全てに対して、個人情報の処理原則を一律に適用しています。個人情報の処理原則の中でも、最も重要かつ基本的なものが、個人情報を処理する者（個人情報処理者）による事前の告知と本人の同意の取得です。もちろん、法律に基づき事後の告知が認められる場合や本人の同意取得が不要とされる場合があります。しかし、個人情報処理者による個人情報の利用を正当かつ合法化するためには本人の同意が必要となり、また本人が自分の個人情報が利用されることを知らないまま同意すると個人情報の十分な保護は確保されません。そのため、『個人情報保護法』では、個人情報の合理的な利用と保護という法の目的に照らして、告知と同意を基本原則としたものです。

『個人情報保護法』において、個人情報処理者は、目立つ方法により、理解しやすい表現を用いて、真実、正確かつ完全に、ア）個人情報処理者の名称又は氏名及び連絡先、イ）個人情報の処理目的、処理方法、処理する個人情報の種類、保存期限、ウ）個人が本法の規定する権利を行使する方法及び手続、エ）法律、行政法規が告知すべきであると規定するその他の事項を告知する必要があります（同法第17条）。もっとも、これらの告知事項を個人情報の処理に関するルールとしてまとめたうえ、容易に閲覧、保存できるように公開すれば、商品の購入サイト等で一括揭示することが認められています（同法第18条）。そして、個人情報に関する告知の際、実際にはこのような一括揭示の方法を採る企業が多いと思われます。またこのような告知を行う場合、個人情報処理者は、本人に対して同意のための判断材料をできる限り多く提供し、同意の真実性を高めるために上記ア）～エ）の事項以外の情報も告知することが多いと思われます。この点、例えば、2020年に公布された『情報安全技術・個人情報安全規範』は、あくまで強制力のない推奨性の国家標準ではあるものの、個人情報処理者として告知すべき事項について比較的具体的に記載しており参考になるといえます。

上記のような事前告知がなされた後、本人の同意を得られた場合、個人情報処理者は、同意の範囲内において個人

¹ 匿名化された情報もデータであることには変わらないため、『データセキュリティ法』等のその他の法律の適用を受ける可能性はあります。

情報を処理することができます。また『個人情報保護法』で定める一定の場合には、本人の同意を得ることなく、個人情報を処理することが認められます。本人の同意については、同意の種類、同意の取得方法、同意が不要とされる場合など、日本企業が実際に直面する問題が多いと思われるため、次月の中国ニュースレターで取り上げることにします。

2. センシティブ個人情報の取り扱い

センシティブ個人情報の処理は、通常の個人情報に比べて厳しい条件が要求されます。センシティブ個人情報とは、ひとたび漏洩し又は不法に使用されれば、自然人の人格の尊厳の侵害を引き起こしやすい、又は人身、財産の安全が損なわれやすい個人情報をいい、生物識別、宗教信仰、特定の身分、医療健康、金融口座、行動履歴等の情報及び14歳未満の未成年者の個人情報が含まれます（同法第28条）。

センシティブ個人情報のなかで、例えば、個人の生物識別情報（DNA情報など）や医療健康情報（病気の罹患履歴など）がセンシティブ個人情報に含まれることは比較的容易に理解でき、かつそれらの情報を取り扱う日本企業もそれほど多くありません。これに対し、個人の行動履歴については、単に物理的な個人の移動履歴のみならず、商品の購買履歴やウェブサイトの閲覧履歴といったものもセンシティブ個人情報に含まれると考えられます。中国でBtoCビジネスを展開する多くの日本企業にとって、顧客のリピート率向上等の目的でアプリを通じて会員登録をしてもらい、

購入履歴と紐づけてマーケティングを行うことは一般的になっています。『個人情報保護法』の施行後、日本企業が日常的に触れる顧客の商品購入履歴や自社ホームページの閲覧履歴がセンシティブ個人情報に含まれる点は、十分に注意が必要となります。

このようなセンシティブ個人情報を取り扱う場合、個人情報処理者は、通常の個人情報の処理に際して必要とされる告知事項以外に、センシティブ個人情報を処理する必要性とその処理によって本人の権益に与える影響を告知する必要がある、更に処理に必要とされる安全保護措置も通常の個人情報に比べて厳格な内容が課されることになります。

センシティブ個人情報の処理に対する本人の同意は、通常の個人情報に対する同意と異なり、個別の同意を取得する必要がある、法令等で特に書面による同意を要求する場合には、書面により同意を得ることが必要となります。

六、結び

今回は、2021年11月から施行される『個人情報保護法』の中で、企業にとって基本的かつ重要な個人情報の問題をいくつか取り上げて解説しました。次回は、BtoCビジネスや従業員の人事管理等の場面で常に問題となる本人の同意について考えてみたいと思います。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第3回

～中国GVP（医薬品警戒品質管理規範）の施行（2021年12月1日）を迎えて（2）～



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 高槻 史

PROFILE

1. GVPの位置づけ

中国における医薬品不良反応モニタリング・報告について、従前は2004年3月4日施行の医薬品不良反応報告及びモニタリング管理弁法（衛生部第7号令。第81号令の施行に伴い廃止）及び2011年7月1日施行の医薬品不良反応報告及びモニタリング管理弁法（衛生部第81号令）並びに2018年の国家薬品监督管理局の医薬品MAHによる不良反応の直接報告に関する公告（以下「66号公告」という）等により実施されてきた。

中国の国家薬品监督管理局は、2018年にICH管理委員会に加入し、66号公告を出すなど、徐々にICHの指導原則を実施し、この度のGVP施行は国際水準の医薬品警戒品質管理体系を構築することを目的としている。

そして、医薬品警戒品質管理規範（GVP）は、GMP、GSP等の管理規範と同様の位置付けとしてMAH及び臨床試験スポンサーに適用されるのに対し、医薬品監督管理部門が実施する医薬品警戒活動、医療機関、医薬品経営企業（卸売・小売）の医薬品警戒活動については、医薬品不良反応報告及びモニタリング管理弁法（衛生部第81号令）の改正（予定）により、整理していくことが計画されている。

2. 医薬品不良反応のモニタリングと報告¹

(1) 情報収集経路・評価・方法

GVPでは、MAHは、医薬品不良反応情報収集経路を構築しなければならない。医療機関、医薬品経営企業、患者や個人（添付文書、医薬品包装標識、ホームページ等で公開された電話番号又は電子メールを介して円滑に連絡できることが要請される）、学術文献リサーチ（定期的・連続性のある合理的なリサーチ・ストラテジーに依拠することが要請される）、市販後安全性研究等からの収集、中国国内・国外でも上市が求められ、また、報告の評価、方法等につ

いて、以下の事項を要求している²

- (i) 原始記録の伝達過程の適正：原始記録を伝達する過程における記録の真実性、完全性、追跡可能性の保持
- (ii) フォローアップ：重篤な不良反応、予測できない不良反応の報告に関し不足している情報についてのフォローアップ
- (iii) 予測性評価：MAHは、不良反応の予測性について評価を行わなければならない。不良反応の性質、特徴、重篤性又は結果が、添付文書の説明と合致しないときは、予測できない不良反応であると判断するものとする。
- (iv) 重篤性評価：下記のいずれかに該当する場合は、重篤な不良反応であると評価するものとする。
①死亡に至るもの、②生命を脅かすもの（反応の発現時点において、患者に死亡の危険があったものを指し、反応がさらに悪化した場合には死亡するかもしれないという意味ではない）、③入院が必要となった、又は入院期間の延長が必要となったもの、④永続的な、又は顕著な障害/機能不全に陥ったもの、⑤先天異常/先天性欠損をきたすもの、⑥その他医学的に重大な事象に至ったもの。
- (v) 関連性評価：国家医薬品不良反応モニタリングセンターが公表する医薬品不良反応の関連性分類クラス評価基準に従った、被疑薬と患者に発現した反応との関連性評価（第一次報告者が関連性評価を実施し、確かな医学的証拠がない場合、MAHは原則として分類クラスを下げて評価してはならない。自発的な報告について、報告者が関連性評価意見を提出していない場合は、医薬品と反応との間に関連性が存在することを黙認しているものと見なされる。）

¹ GVPにより要求される組織・人員体制の概要については、中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第2回を参照されたい。

² 主要なものを紹介しており、全てを網羅的に記述していないため、詳細はGVPを確認いただきたい。

(2) 不良反応報告の範囲

不良反応報告の範囲については、医薬品の品質問題に起因する可能性のある不良反応の他にも、適応症を超えた投与、用量を超えた投与、禁忌症に対する投与等と関係する可能性のある不良反応が含まれ、報告期限については、重篤な不良反応はできる限り早く報告し、情報を取得してから15日以内でなければならない、重篤ではない不良反応は、遅くとも30日以内に報告しなければならない（報告期限の起算日は、MAHが個別の不良反応を初めて知り、且つ最低報告要件に適合した日）³。国外使用における重篤な医薬品不良反応については、個別の医薬品不良反応として報告を提出しなければならない、不良反応が原因で、国外において販売・使用が一時停止されたり、市場から撤去されたりした場合、MAHは、その情報を知ったときから24時間以内に、国家薬品監督管理部門と医薬品不良反応モニタリング機関に報告しなければならないとされている。

3. 安全リスクの識別と評価（シグナルの検出・評価）

GVPでは、新たに、シグナルの検出という概念を規定し、個別の医薬品不良反応報告の審査閲覧、ケース・シリーズ評価、症例報告の総括・分析等の人為的な検出方法、データマイニング等のコンピュータが補助する検出方法等の相応の方法によりシグナル検出を行わなければならないとした上で、シグナルの検出頻度、注目すべきシグナルの種類、優先度評価の際に考慮すべき事項、シグナル評価の原則、クラスターのシグナルを発見した場合の処置などについて規定をおいている（但し、規定の内容としては原則を定めたものであるため細則が出てしかるべきものと思われる）。

4. 医薬品市販後の安全性研究

GVPでは、医薬品市販後の安全性研究について、（適用される内容の場合には）GCP遵守、研究計画についてGVP責任者の承認を経ること、医薬品監督部門が実施を要求した市販後安全性研究については、研究計画、報告を当局の要求に従って提出しなければならないことなどを規定している。

5. 定期安全性更新報告

定期安全性更新報告は、MAHが収集した安全にかかわる

情報について全面的にレビューして、総括及び分析を行わなければならない、書式と内容は、『医薬品の定期安全性更新報告作成規範』の要件に適合していなければならない。また、その報告頻度について、革新的新薬及び改良型新薬は、承認証明文書を取得した日から最初の再登録まで、満1年ごとに1回、再登録後は5年に1回報告を提出しなければならない、その他の類別の医薬品は、一般的に、承認証明文書を取得した日から満5年ごとに1回、報告を提出しなければならない。但し、MAHは、定期ベネフィット・リスク評価報告を提出することにより、定期安全性更新報告の提出に代えることができ、その作成書式や提出に関する要求事項には、医薬品規制調和国際会議（ICH）の関連ガイドラインが適用され、その他の要求事項は定期安全性更新報告と同じとする。

6. リスク・コミュニケーションと医薬品警戒計画

GVPでは、MAHに対して、医療従事者、患者、公衆に向けて、医薬品安全性情報を伝達し、医薬品のリスク・コミュニケーションを行わなければならないとし、その方法（医療従事者向けの文書や患者向けの医薬品ガイドの発行、発表会の開催等）、広告・製品PRが含まれてはならないことなどを規定している。

医薬品警戒計画については、医薬品の安全性に関する概要、医薬品警戒活動が含まれ、且つ予定しているリスク管理措置、実施時期・周期についての説明等を含まなければならない、GVP責任者による審査確認を経たうえで、MAHの医薬品安全委員会に報告して審査確認を得なければならない。

7. 文書、記録とデータの管理

MAHは、医薬品警戒管理制度を構築し、整備された制度と規程文書を制定しなければならない、関連文書、記録、データの管理について、保存期間（医薬品警戒データと記録は、少なくとも医薬品登録証書の抹消から10年間）、管理にかかる要領などを定め、医薬品警戒マスターファイルを整備し、随時現況に合わせて更新しなければならないとしている。

医薬品警戒マスターファイルには、少なくとも、①組織機構の説明（組織体系、職責、相互の関係等）、②GVP責任者の基本情報（居住地区、連絡方式、経歴、職責等）、③専任

³個別の医薬品不良反応報告として提出されなかった医薬品不良反応情報は、未提出の とされる。
原因を記録したうえで、原始記録を保存するものとし、みだりに削除してはならない

スタッフの配備状況（人数、バックグラウンド、職責等）、④医薬品不良反応情報収集の主な経路・方式、⑤情報化ツール又はシステム、⑥管理体制及び取扱規程目録、⑦医薬品警戒体系の運用状況の説明、⑧医薬品警戒活動の委託概要（委託の内容、期限、受託事業者、委託契約一覧等）、⑨医薬品警戒品質管理状況の説明（品質目標、品質保証システム、品

質制御指標、内部監査等の説明）、⑩付録（制度と操作規程の文書、医薬品リスト、委託契約、内部監査報告書、マスターファイルの改訂履歴等）が含まれていなければならないとされている。

以上、GVPの概要をご紹介します。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

新法紹介

- 1 家庭教育促進法
- 2 会計検査法の改正
- 3 商務部による「第14次5か年計画外資利用発展計画」公布に関する通知

1 家庭教育促進法

子供の過度な学習の負担を軽減する一方で、子供のインターネットゲームへの依存を防止するため、家庭での生活習慣の改善などを保護者に対して要求している。保護者は一番目の教師という責任意識を持ち、未成年者に対する家庭教育の主体的責任を負うと明記されている。また県級以上の地方政府は、義務教育段階の学生の宿題や学校外の塾などの負担が軽減するよう監督管理を強めると記載されており、中国の学習塾産業に大きな影響を与えている。

URL : <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202110/8d2660320674e17602cd43722eb413.shtml>

(全人代常務委員会2021年10月23日制定・公布、2022年1月1日施行)

2 会計検査法の改正

中国の会計検査法は15年ぶりに改正された。今回の改正案では、党中央による会計検査に対する集中的かつ統一的な指導が強調され、国有資源、国有資産、公共資金等が会計検査の監督範囲が含まれるようになるなど、会計検査の対象と範囲が拡大された。また、会計検査機関による国家重大経済社会政策措置の実施状況に対する監督

等の権限を明確にし、会計検査チームビルディングの強化、会計検査機関の職責履行に必要な権限の賦与、会計検査の行為規範、監督責任などの部分についても調整された。

URL : <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202110/c46eadbba63b4c51be1281ac4d7fac8.shtml>

(全人代常務委員会2021年10月23日制定・公布、2022年1月1日施行)

3 商務部による「第14次5か年計画外資利用発展計画」公布に関する通知

中国が外資の利用において世界最高レベルを目指すことを目標として掲げている。高い水準での対外開放、外資利用構造の最適化、対外開放のためのプラットフォーム、機能の強化、外資による対中投資促進のためのサービスレベルの向上、外資による対中投資管理体制の整備、外資による対中投資環境の最適化、国際投資の自由化などが規定されている。具体的には、外国投資者による対中投資参入ネガティブリストの削減、外資による対中投資奨励リストの整備、自由貿易試験区の更なる自由化促進などの項目が列挙されている。

URL : <http://wzsmofcom.gov.cn/article/wzyx/202110/20211003210174.shtml>

(商務部2021年10月22日制定・公布)

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。